

発議案第 3 号

地方自治法改正案に反対する意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 6 月 28 日

提出者	盛岡市議会議員	中	村	亨
賛成者	盛岡市議会議員	神	部	伸也
〃	〃	縄	手	豊子
〃	〃	中	村	雅幸

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

地方自治法改正案に反対する意見書

第 213 回国会において可決された地方自治法の一部を改正する法律は、第 14 章として、国と普通地方公共団体との関係等の特例規定を新設し、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各大臣が、閣議決定により、普通地方公共団体に対して、その事務処理について必要な指示をする、いわゆる補充的指示権を盛り込むとともに、都道府県の事務処理と規模等に応じて市町村が処理する事務の処理との調整のための指示や、自治体相互間の応援に関する国の要求・指示、職員派遣に関するあっせんを可能にするものとなっています。

平成 12 年の地方分権一括法により、国と地方は、「上下・主従」から「対等・協力」の関係となり、「機関委任事務制度」も廃止されました。自治体に対する国の関与の原則も法定化され、必要な最小限度のものとするとともに、自治体の自主性及び自立性に配慮しなければならないとされました。しかし本改正案は、個別法の根拠規定なしに、一般法たる地方自治法を改正して、法定受託事務に関する指示権行使の要件を緩和するばかりか、自治事務についても、法定受託事務と同じ要件で国の地方公共団体に対する指示権を広く認めるものとなっています。このことは、地方分権改革の流れを逆行させるものであり、地方自治の後退につながりかねません。

補充的指示権の要件や範囲も不明確で、「おそれがある」などの判断はすべて各大臣に一任されています。事前の自治体との協議・調整の義務はなく、意見聴取も努力義務にとどまっています。閣議決定のみで発動可能になることから、衆議院での修正で国会への事後報告が盛り込まれたものの、国会の事前関与は規定されていません。時の内閣の恣意的な判断で自治体に指示を行う余地を残すものであり、乱用が懸念されます。

本来、大規模災害や感染症等への対処においては、自治体と国が連携、協力することこそ大事であるにもかかわらず、補充的指示権、調整に関する指示、応援の指示のいずれも、国が常に正しいとの前提で、国の一方的指示に従う義務を自治体に課すものであり、自治体側の主体性や自発性を損ない、現場の的確な判断や対処を妨げかねません。

本改正については、首長や自治体議員、有識者、法曹界はじめ多くの方から懸念の声があがり、立法事実への疑念や法案の問題点が指摘されています。特に、全国知事会も「憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」との懸念を示し「事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うことや目的達成のために必要最小限度の範囲とすることなどを法案に明記するよう重ねて政府に要請してきた」としています。

よって本改正の内容に反対するとともに、国においては、最低限、自治体との事前協議・調整の義務化がないまま、補充的指示権の行使など第 14 章の規定を発動しないよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 6 年 6 月 28 日

盛岡市議会